第４章　地方公共団体による支援の内容

利便増進事業について、本市で支援する内容について以下に示す。

（１）　運行費の補助

本市の公共交通網を確保、維持していくため、交通事業者に対して運行経費の支援を行います。

（２）　利便性向上に係る事業の実施

デジタルサイネージ設置や公共交通マップの作成など、利便性向上に係る事業を実施します。

（３）　市民への情報発信、情報共有の場の設置

利便増進事業でなされる施策について、市民への情報発信を行い、利用促進と施策の効果の最大化に向けて働きかけを行います。

（４）　地域内交通の導入支援

地域住民主体の協議会等の設置や運営、実証実験等への補助を行い、地域の公共交通を育てるための取り組みを支援します。

（５）　施策実施のための調査・検討、アドバイザーの招聘

専門的な知見を持った公共交通アドバイザーを招聘し、施策の詳細検討や検討に必要な調査・分析などを行い、施策の熟度を高め効果を最大限引き出すよう取り組みます。